

デマンド型移動支援実施要領

1 概要

- (1) 投票所への自力による移動手段がない選挙人に対して、事前登録及び予約制により、自宅と期日前投票所との間を送迎します。
- (2) デマンド型移動支援は、期日前投票を行っている期間内に実施します。

2 デマンド型移動支援の対象者

デマンド型移動支援の対象者は、当該選挙における一関市の選挙人名簿に登録されている選挙人とし、次の(1)から(5)までのすべてに該当する人となります。

- (1) 投票しようとするときに、現に市内に居住している人
- (2) 要介護1から4の認定を受けている人、又は4級以上の障がい者手帳を所持している人
- (3) 自宅から投票所又は最寄のバス停まで自力での歩行が困難である人
- (4) 投票所までの補助の移動手段（家族の方等の送迎）がない人
- (5) 次のいずれかに該当する人
 - ① 自ら送迎車両までの移動が可能であること。
 - ② 自ら送迎車両までの移動が困難な場合は、自宅及び投票所で送迎車両までの移動を介助する付添又は介護する方が同伴できること。

3 デマンド型移動支援の手続

- (1) デマンド型移動支援を希望する選挙人は、別紙様式の「デマンド型移動支援登録申請書」に必要事項を記入の上、一関市選挙管理委員会事務局又は各支所地域振興課に提出します。
- (2) 申請書を提出した選挙人が対象要件を満たしていると認めるときは、選挙管理委員会はデマンド型移動支援対象者名簿に登録します。
- (3) 支援登録者には、選挙が執行される都度、選挙管理委員会から移動支援の希望の有無について、確認の連絡をします。
- (4) 移動支援を希望された方に送迎車両を配車します。移動支援の対象期間は、期日前投票期間中の任意の日とし、乗合わせによる配車の状況等により調整します。
 - ※ 投票日当日は、移動支援の対象外です。
- (5) 送迎には、市内で営業する事業所のタクシーを配車します。
 - ※ 配車の日時を決定後、配車するタクシー事業所より連絡します。

4 対象とする投票所

投票所は、市役所及び各支所の期日前投票所とします。

- | | |
|-------------|----------------------|
| ① 一関市役所 | 一関市竹山町 7 - 2 |
| ② 一関市役所花泉支所 | 一関市花泉町涌津字一ノ町 29 |
| ③ 一関市役所大東支所 | 一関市大東町大原字川内 41 - 2 |
| ④ 一関市役所千厩支所 | 一関市千厩町千厩字北方 174 |
| ⑤ 一関市役所東山支所 | 一関市東山町長坂字西本町 105 - 1 |
| ⑥ 一関市役所室根支所 | 一関市室根町折壁字八幡沖 345 |
| ⑦ 一関市役所川崎支所 | 一関市川崎町薄衣字諏訪前 137 |
| ⑧ 一関市役所藤沢支所 | 一関市藤沢町藤沢字町裏 187 |

別紙様式

デマンド型移動支援登録申請書

年 月 日

下記のとおり、選挙時の移動支援対象者への登録を申請します。

氏名	Ⓜ	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 満 歳
地域	一関・花泉・大東・千厩 東山・室根・川崎・藤沢	行政区	
住所	一関市		
連絡先 (電話番号)	— —		
要介護度	介護度 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 無		
	有効期限	年 月 日	
障がい者手帳	級		
身体の状態	自分で 歩ける ・ 歩けない		
登録に関する 個人情報	下記の項目に同意していただく必要があります。 (同意する場合は同意欄に <input checked="" type="checkbox"/>)		同意欄
	①	市内のタクシー事業者へ提供することに同意する	<input type="checkbox"/>
	②	市の福祉部局に申請者の個人情報の確認を行うことに同意する	<input type="checkbox"/>
投票所での 車イスの使用	希望する ・ 不要 ・ 持参		
本人以外 の連絡先 (付添人など)	氏名 連絡先(電話番号) — — ※必ず連絡のとれる電話番号を記入してください。 送迎時の付添 有 ・ 無 ※自力での歩行が困難な方は付添(介護)する方が必要です。		

- ※ 本人が自筆できない場合は、代理の方が記載しても構いません。代理の場合、本人以外の連絡先欄に代理の方の連絡先を必ず記入してください。
- ※ 申請書は、持参、郵送又はファックスで、一関市選挙管理委員会事務局又は各支所地域振興課に提出してください(電話での受付は行いません)。
- ※ 持参による申請の場合、要介護度、障がいの等級を確認できる書類(障がい者手帳など)を持参してください。